

## 第2回田川広域水道企業団水道料金等審議会次第

日時：令和3年10月27日(水)14時00分

場所：田川市役所別館2階 会議室

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 第1回審議会で頂いたご意見への対応
  - (2) 料金水準について
- 3 その他
  - (1) 第2回審議会の日程
- 4 閉会

※参加者の一部は、オンライン参加といたします。

# 資料1

## 第1回審議会で頂いたご意見への対応

# 現状の料金体系の整理

# 各市町の料金体系は以下のとおりです(1/2)

## 基本料金・従量料金一覧

➤ 田川市・川崎町・糸田町については、別途メーター使用料がかかります(P4参照)。

### 【田川市】

用途	基本料金	従量料金
家事用	790円	～8 <sup>m</sup> 0円 9 <sup>m</sup> ～ 230円
営業用		
団体用		
湯屋用	6,600円	～100 <sup>m</sup> 0円 101 <sup>m</sup> ～ 120円
特別用	2,600円	～10 <sup>m</sup> 0円 11 <sup>m</sup> ～520円
共用	現在使用していない	

### 【川崎町】

用途	基本料金	従量料金
一般用	1,095円	～7 <sup>m</sup> 0円 8 <sup>m</sup> ～ 247円
団体用	14,572円	～90 <sup>m</sup> 0円 91 <sup>m</sup> ～247円
工業用A	11,715円	
工業用B	現在使用していない	

### 【糸田町】

用途	基本料金	従量料金
家事用	～5 <sup>m</sup> 1,000円 6 <sup>m</sup> ～ 1,500円	～10 <sup>m</sup> 0円 11 <sup>m</sup> ～ 280円
営業用	1,960円	～10 <sup>m</sup> 0円 11 <sup>m</sup> ～ 345円
湯屋用	10,885円	～100 <sup>m</sup> 0円 101 <sup>m</sup> ～ 345円
工業用	3,825円	～10 <sup>m</sup> 0円 11 <sup>m</sup> ～ 345円
団体用	2,060円	～10 <sup>m</sup> 0円 11 <sup>m</sup> ～ 435円
一時用	3,235円	～10 <sup>m</sup> 0円 11 <sup>m</sup> ～ 650円
共用家事用	1,500円	～10 <sup>m</sup> 0円 11 <sup>m</sup> ～ 280円

### 【福智町】

用途	口径	基本料金	従量料金	
一般用 臨時用	13mm	1,153円	～8 <sup>m</sup> 0円 9 <sup>m</sup> ～ 243円	
	20mm	1,291円		
	25mm	1,466円		
	30mm	1,466円		
	40mm	1,572円		
	50mm	2,066円		
	75mm	3,020円		
湯屋用	100mm	3,020円	～100 <sup>m</sup> 0円 101 <sup>m</sup> ～ 243円	
	全口径 共通	12,247円		
	工業用	全口径 共通		16,343円
	官公庁 用	全口径 共通		18,495円

## 各市町の料金体系は以下のとおりです(2/2)

### メーター使用料一覧

口径	メーター使用料			
	田川市	川崎町	糸田町	福智町
13mm	80円	76円	105円	徴収なし
20mm	130円	85円	120円	
25mm	180円	512円	200円	
30mm	該当なし	該当なし	390円	
40mm	280円	247円	780円	
50mm	1,150円	476円	1,160円	
75mm	1,510円	952円	1,550円	
100mm	1,920円	1,618円	企業長の定める額	
150mm	3,450円	1,618円	同上	

# 用途分類の説明(田川市)

## 用途分類の説明(田川市)

用途分類	説明
家事用	一般家庭において使用するもの。
営業用	各種の営業に使用するもの。
団体用	官公署、学校、病院、工場その他公私の団体に使用するもの。
湯屋用	条例で一般公衆浴場に使用するものとなっている。現在1件のみ。
特別用	工事その他臨時的または一時的に使用するもの。給水装置の新設工事や改造工事、廃止(解体)工事等の際に使用している。
連合専用	条例では2世帯以上が連合して専用給水装置により使用するものとなっている。現在使用していない。
共用	条例では2世帯以上若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するものとなっている。現在使用していない。
自己メーター	給水装置所有者が自ら設置したメーターを使用する際にこの用途に区分している。料金体系は家事用と共通であるが、メーターは使用していないため、メーター使用料は賦課していない。
メーターのみ	受水槽等に設置した親メーターに係る契約に使用している。基本料金は賦課しておらず、メーター使用料と、子メーターの水道使用量合計の108%を超えた超過料金のみを賦課している。

# 用途分類の説明(川崎町・糸田町・福智町)

## 用途分類の説明(川崎町・糸田町・福智町)

### 【川崎町】

用途	内容
一般用	下記以外
団体用	地方公共団体や学校、病院など
工業用A	工場等
工業用B	現在使用していない

### 【福智町】

用途	内容
一般用	下記以外
臨時用	現在使用していない
湯屋用	湯屋施設
工場用	水道を相当量使用することが見込まれる工場(旧赤池)
官公庁用	福智町役場関係の施設

### 【糸田町】

用途	内容
家事用	一般家庭用
共用 家事用	飲食店等の店舗と家屋が兼用の場合
営業用	飲食店等の店舗
団体用	地方公共団体(役場)
一時用	家屋の新築や改築、造成
工業用	物を生産及び加工等を行う工場
湯屋用	現在使用していない

# 口径別・用途別の利用者分布は以下のとおりです

## 口径別・用途別の調定件数(1か月)

団体	分類	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	総計
田川市	家事用・営業用・団体用	21,507	395	206	0	102	41	17	3	22,270
	自己メーター	1,000	491	0	0	0	1	0	0	1,492
	連合専用	1	4	3	0	3	1	1	0	13
	湯屋用	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	特別用	53	0	1	0	0	0	0	0	55
	メーターのみ	7	24	22	0	18	4	5	3	83
川崎町	一般用	7,369	217	58	0	29	13	2	0	7,687
	団体用	1	1	2	0	8	7	2	0	21
	工業用A	1	0	1	0	1	1	0	0	4
糸田町	家事用	3,467	382	2	0	0	0	0	0	3,851
	営業用	20	5	2	1	0	0	0	0	28
	工業用	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	団体用	20	7	8	1	3	6	3	0	48
	一時用	11	0	0	0	0	0	0	0	11
	共用 家事用	15	3	1	0	0	0	0	0	19
福智町	一般用	7,978	1,603	48	4	58	21	5	0	9,716
	臨時用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯屋用	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	工場用	1	0	1	0	4	0	0	0	6
	官公庁用	3	1	8	0	11	3	2	0	28
総計		41,453	3,133	362	6	240	99	37	6	45,336

## その他にいただいたご意見への対応については、以下のように整理しています

- 福祉施策として行う減免・負担軽減については、水道事業会計の中で料金体系として配慮をするのではなく、一般会計の施策として実施していただくべく、一般会計側と協議をしたいと考えています。
- 用途別から口径別に変更した場合に大幅に料金が上昇する利用者には、何らかの措置を検討することが必要と考えていますので、基本的な料金体系を決定した後に検討できればと考えています。
- 口径別を選択したとしても、例えば湯屋用やごみ処理場などは、用途区分を設けることを検討することが必要と考えています。
- メーター使用料は、現状も口径別の考え方で設定されておりますので、用途別・口径別の選択には影響を与えないと考えています。第3回以降の審議会で検討できればと考えています。

# 用途別・口径別料金体系についての再整理

# 以下の3つの理由により、口径別(併用制)料金体系が望ましいと考えています

## 口径別(併用制)料金体系とする論拠

### 口径別(併用制)料金体系とする論拠

#### 論拠①

日本水道協会による水道料金算定要領では、口径別料金体系が基本とされています

#### 論拠②

1市3町で異なる用途区分を設定しており、それぞれの対応関係が明確でないことから、用途区分の再設定が困難です

#### 論拠③

用途別料金体系では、基本料金の負担が需要水量に応じた負担となっていない場合があります。

以上より、口径別料金体系が望ましいと考えます。

※個別事情を勘案し、湯屋用やごみ処理場は別途用途区分を設けることを想定しています。

※なお、用途別料金体系は生活用水に配慮した料金単価を設定出来るメリットがありますが、例えば13mm口径の料金を安価に設定することで配慮が可能です。

# 論拠① 日本水道協会「水道料金算定要領」では、口径別料金体系が基本とされています

## 水道料金算定要領との整合性

- 水道料金算定要領では、口径別に料金を設定するものとされています。
- また、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとされています。

### (水道料金算定要領より抜粋)

#### (1)原則

水道料金は使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。このため、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に、客観的公平が確保できるのである。

#### (3)個別原価計算基準

##### □ 使用者群の区分

各使用者群は、給水管の口径別(量水器口径)により適当な段階に区分して設定するものとする。ただし一時使用等これによることが適当でない場合には別途使用者群を設定することができるものとする。

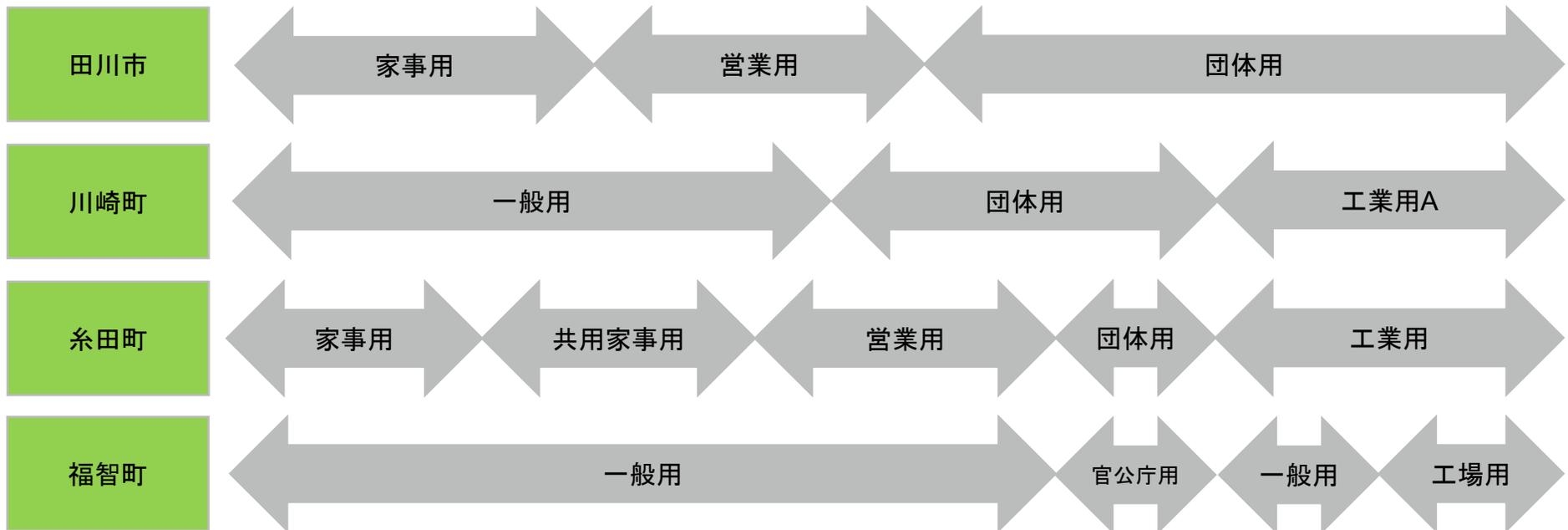
口径別料金体系は、水道料金算定要領で示された方法に準じて設定することが可能であるため、料金の設定過程が客観的です。

## 論拠② 用途区分の再設定は困難です

### 用途区分の紐づけ

- 現在の料金体系は各市町で用途の区分や内容に差があります。また、統一するにあたって水道料金算定要領のような規範がありません。そのため、用途を統一し、利用者ごとに用途を再設定することが困難です。
- 一方で、口径別料金体系とする場合、水道管の大きさにより客観的に区分することが可能です。

### 【現在の用途区分イメージ図】

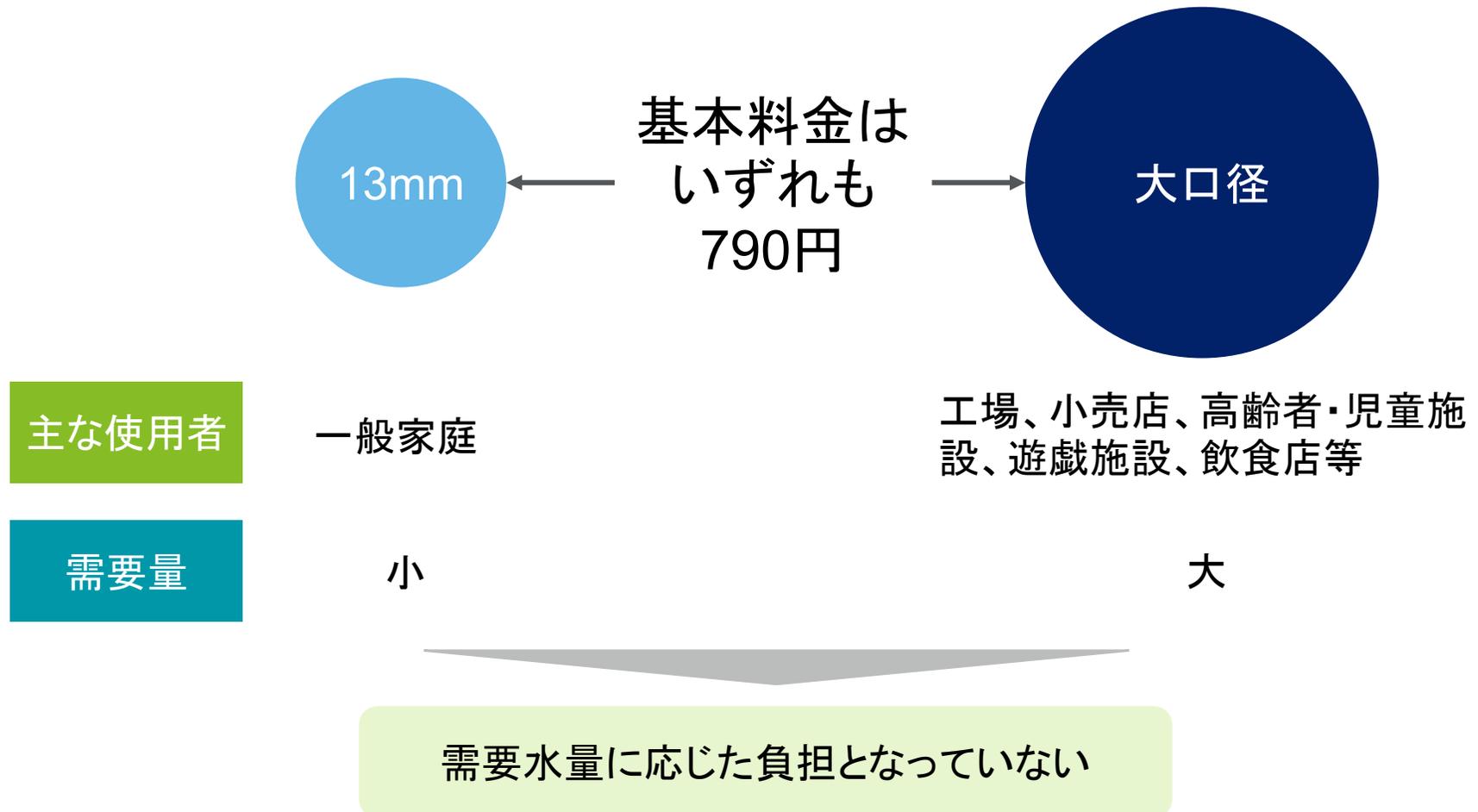


### 論拠③

用途別料金体系は、基本料金の負担が需要水量に応じた負担となっていない場合があります

#### 適切な基本料金の設定

【例】基本料金の負担関係(現在の田川市の場合)



## 論拠③(補足)

用途別料金体系は、基本料金の負担が需要水量に応じた負担となっていない場合があります

### 適切な基本料金の設定(補足)

#### <水道料金算定要領の考え方>

- 口径が大きい使用者ほど、想定される使用水量(需要水量)は多くなり、水道施設の規模をより大きくする必要あります。
- 水道施設の規模が大きくなった場合、より多くのコスト生じることになり、口径の大きい使用者はより多くのコストを負担すべきと考えられます。
- このようなコストは、現実の水の使用量とは関係なく生じるため、使用水量の影響を受けない基本料金で回収することが原則と考えられています。
- 従って、口径が大きい使用者ほど、基本料金の負担は大きくなると考えられます(口径別の料金体系となります)。

#### <参考>

福智町を除く各市町は、メーター使用料がかかります。メーター使用料は、口径別の料金単価となっており、口径に応じた負担となっています。一方、基本料金は、同一用途内で単価が均一で格差が設けられていないため、需要水量(口径)に応じた負担となっていません。

## (参考)口径別料金体系を採用する団体が増えています

### 料金体系別の事業体数の推移



出典：日本水道協会「水道料金表」より。  
※その他には、単一制料金体系等が含まれています。  
かっこ書きは料金改定を行った事業体数を示しています。

# (参考)直近の広域化事例においても、口径別または併用制に統一するケースが大半です

## 広域化事例

団体名	料金体系	構成団体数 (給水エリア)	備考
岩手中部水道企業団	口径別に統一済み	3団体	口径別→口径別に統一
群馬東部広域水道企業団	口径別に統一予定	8団体	口径別→口径別に統一
秩父市等	口径別(秩父市の体系)に統一予定	4団体	口径別→口径別に統一
宇部市・山陽小野田市	併用制(宇部市の体系)に統一予定	2団体	併用制→併用制に統一
会津若松市等	併用制に統一済み	3団体	※従前の料金体系は未公表
香川県広域水道企業団	併用制(新体系)に統一済み	16団体	口径別 & 併用制→併用制に統一
燕・弥彦総合事務組合	口径別(新体系)に統一済み	2団体	口径別 & 用途別→口径別に統一

出典: 日本水道協会 広域化先進事例より、平成26年度以降に事業統合を行った団体を全て記載  
(料金統一方針が未定の団体は除く)



# 資料2 料金水準について

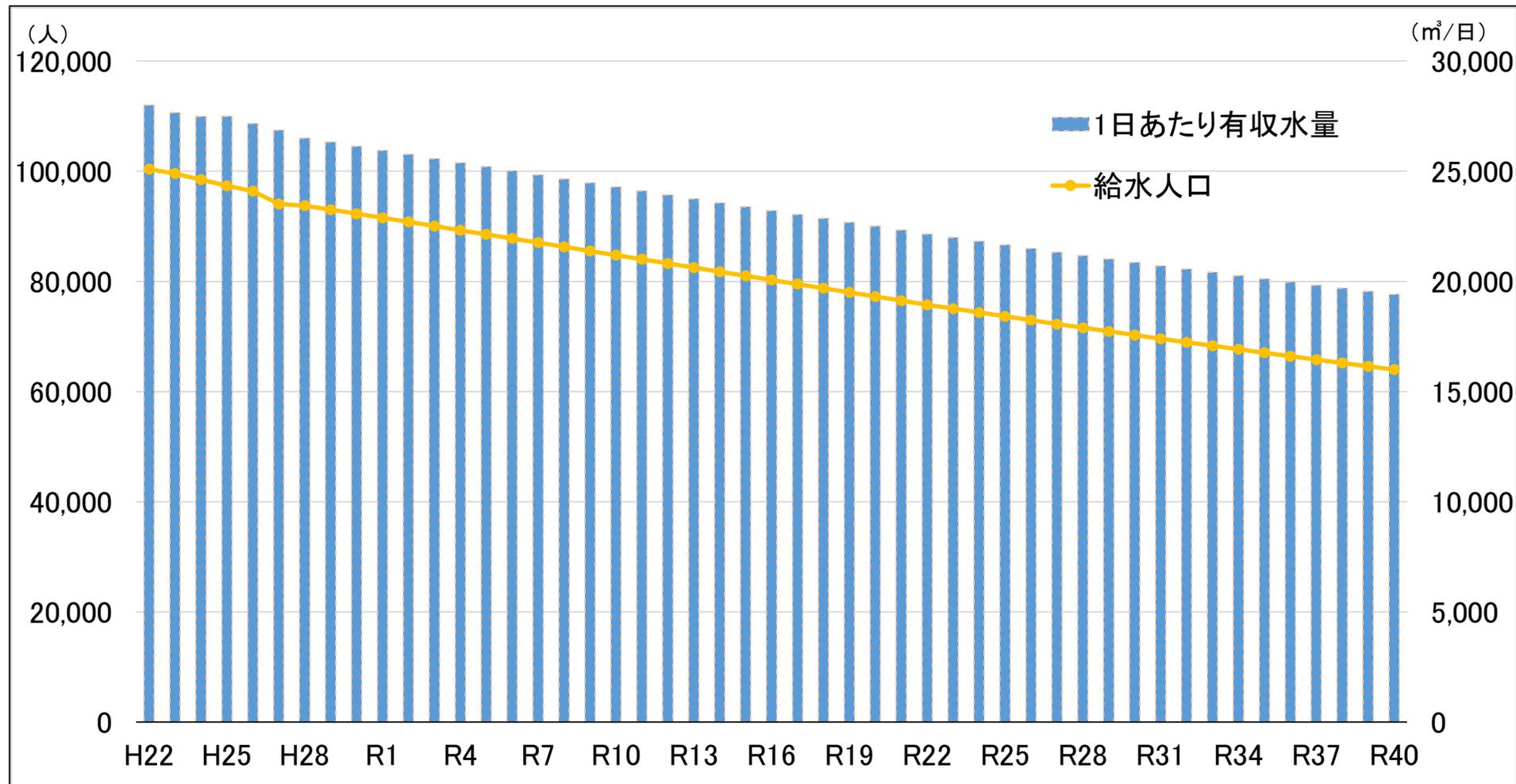
2021年10月27日

# 1. 現状の再整理

# 人口減少に伴い、水需要も減少することが見込まれます(第1回審議会資料再掲)

## 人口・水需要

➤ 各水道事業の人口は令和元年度まで過去10年以上にわたり継続的に減少しており、節水機能及び節水意識の向上の要因もあり、使用水量も継続的に減少しています。水需要の予測は、概ね人口減少に応じて減少する結果となりました。

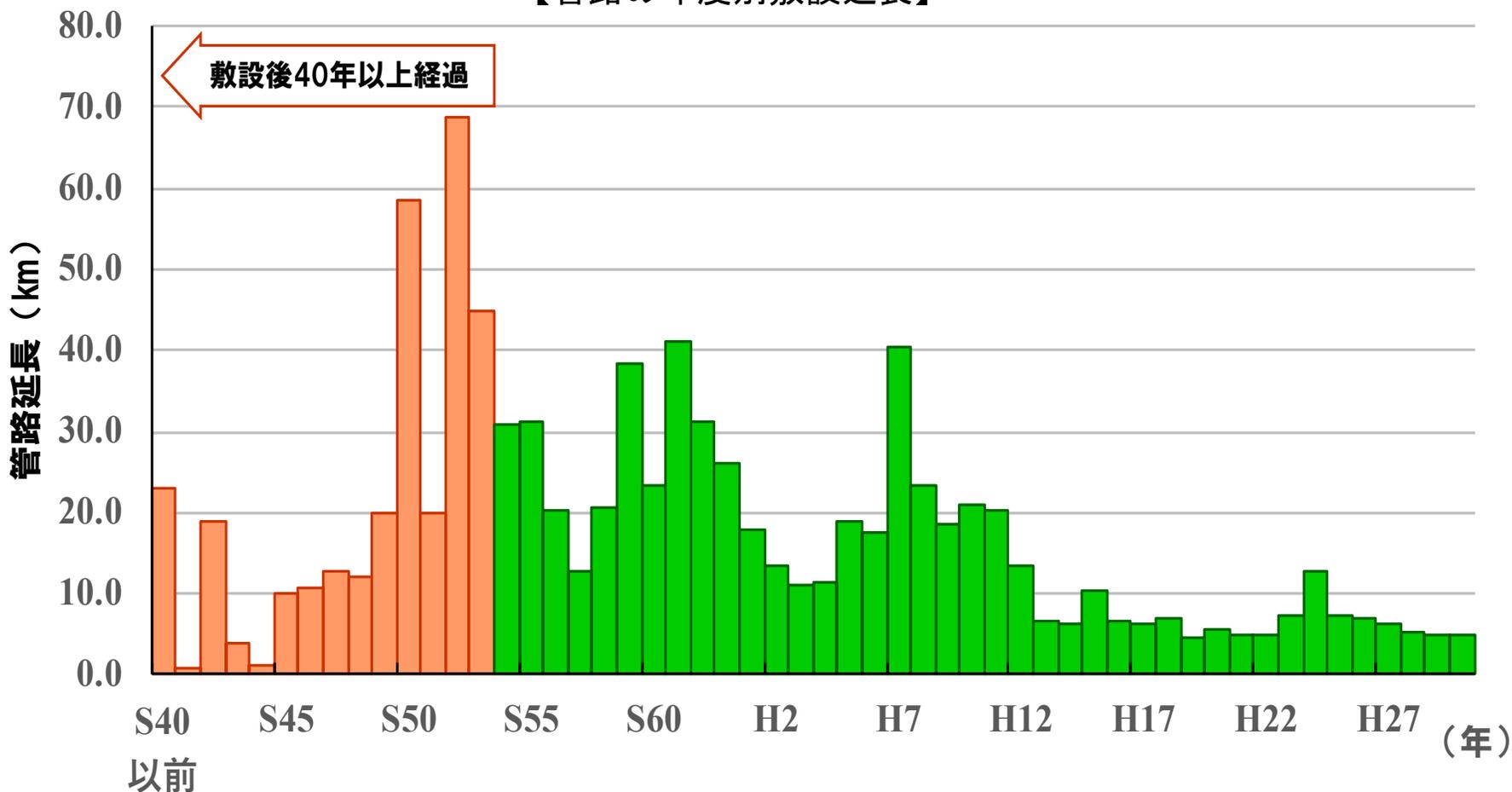


# 管路は老朽化が進んでおり、今後の計画的な更新や修繕が必要になります(第1回審議会資料再掲)

## 管路の老朽化

- 昭和50年代前半に多くの管路が集中的に整備され、これらが一斉に更新時期を迎えているとともに、その後も平成の初めにかけて比較的多くの管路が継続して敷設されていることから、今後も更新が必要となる管路が増加していくことが想定されます。また、耐震化の対策も必要になります。

【管路の年度別敷設延長】

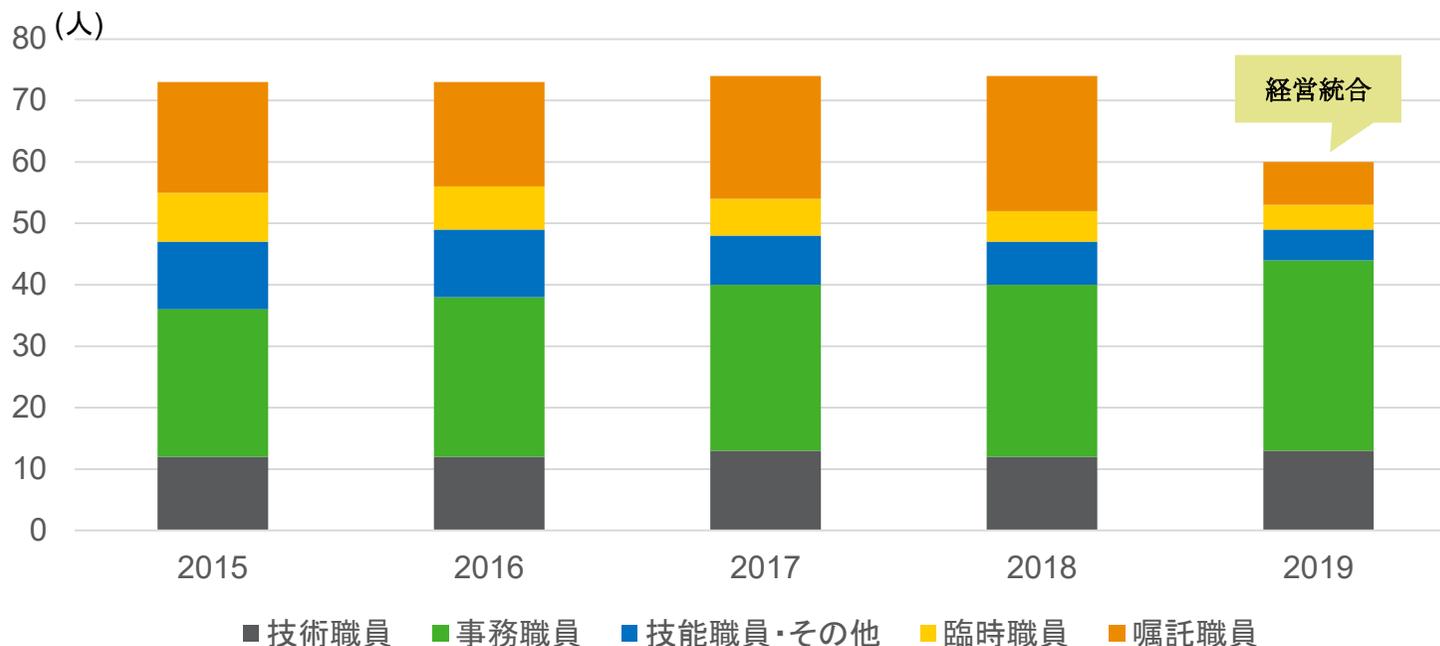


# 人員配置の見直しによる職員数の適正化や後進の育成を強化する必要があります

## 組織・人材の維持

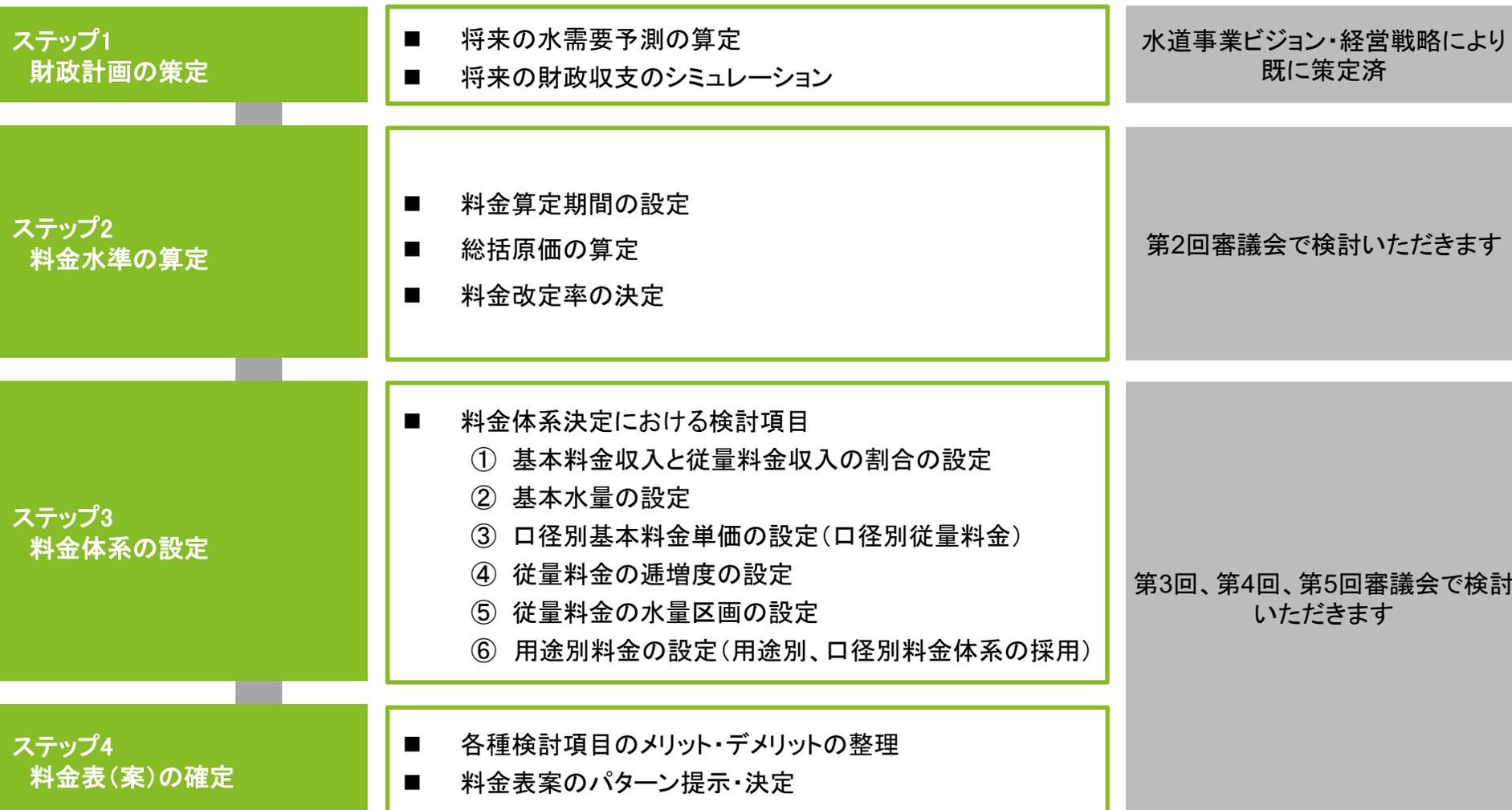
- 当企業団を取り巻く経営環境は、人口減少による水需要の減少や、施設の老朽化による更新需要の増加等の影響を受け、より厳しいものとなることを見込まれます。そのような状況下で、経営の健全性を維持し、安全・安心な水道水の供給を持続的に行うためには、コスト削減や組織の見直しに伴う人員配置の見直しにより職員数を適正化し、経営のスリム化を図ることが必要不可欠と考えられます。
- 技能労務企業職の平均年齢は51.3歳(令和2年4月1日現在)となっており、近い将来に、専門的な技術、知識を有する多くのベテラン職員が定年退職を迎えます。また、厳しい経営環境の中では、人員配置の見直しにより、職員数の適正化を図り、効率的に業務遂行する必要性が生じます。
- これらを達成し、持続的な組織運営を行うためには、ベテラン職員の技術、知識を次世代の職員に継承し、後進の育成を強化する必要があります。

【職員数の内訳と推移】



# 水道料金改定の一般的な検討ステップと審議会における位置づけは以下のとおりです

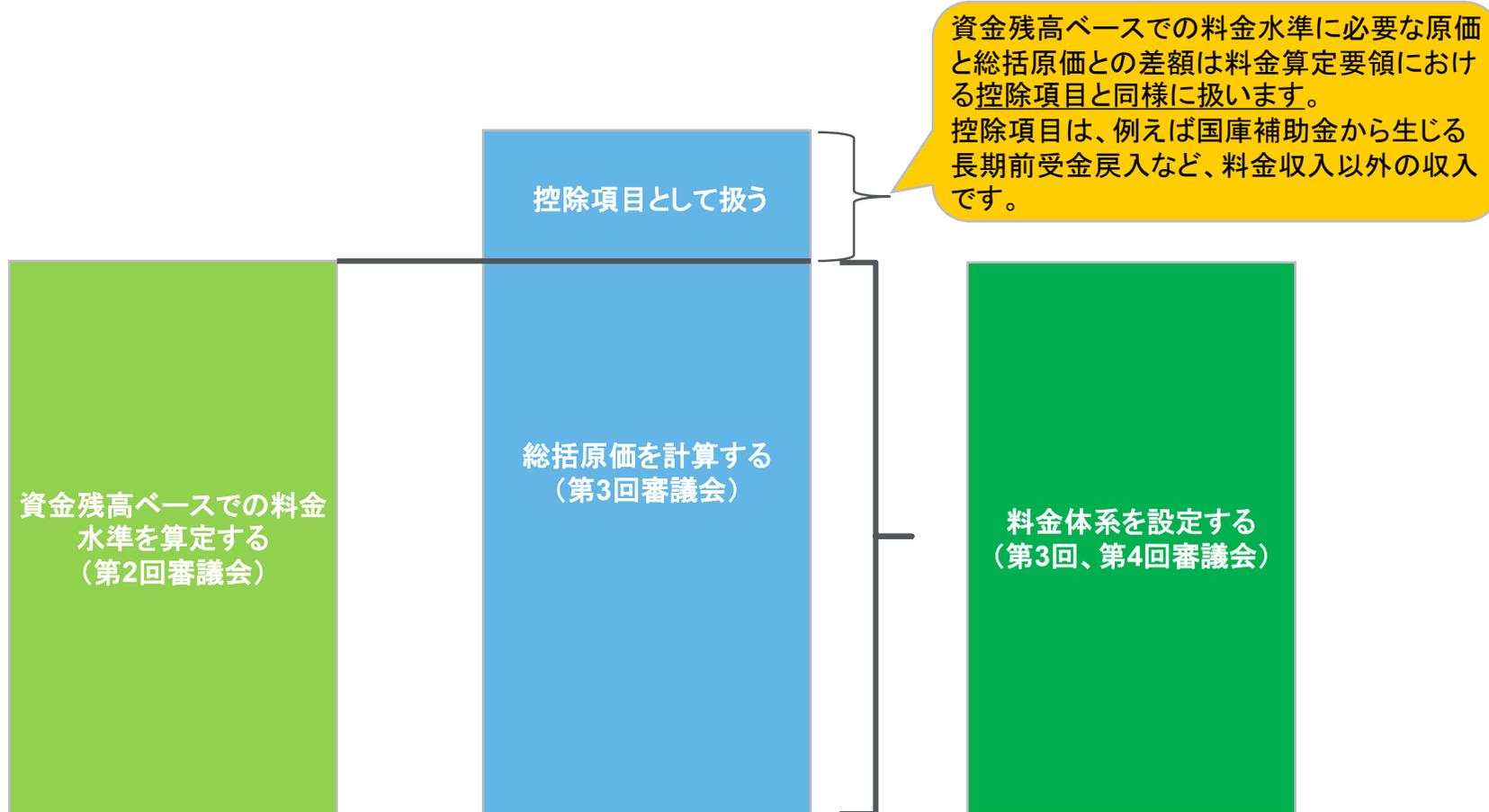
## 水道料金改定の検討ステップ(例)



(出所:滋賀県大津市「第6回大津市水道事業経営検討委員会」平成28年1月26日 資料1 6ページを元に加工)

# 田川広域水道企業団における水道料金改定の検討方法

## 全体像

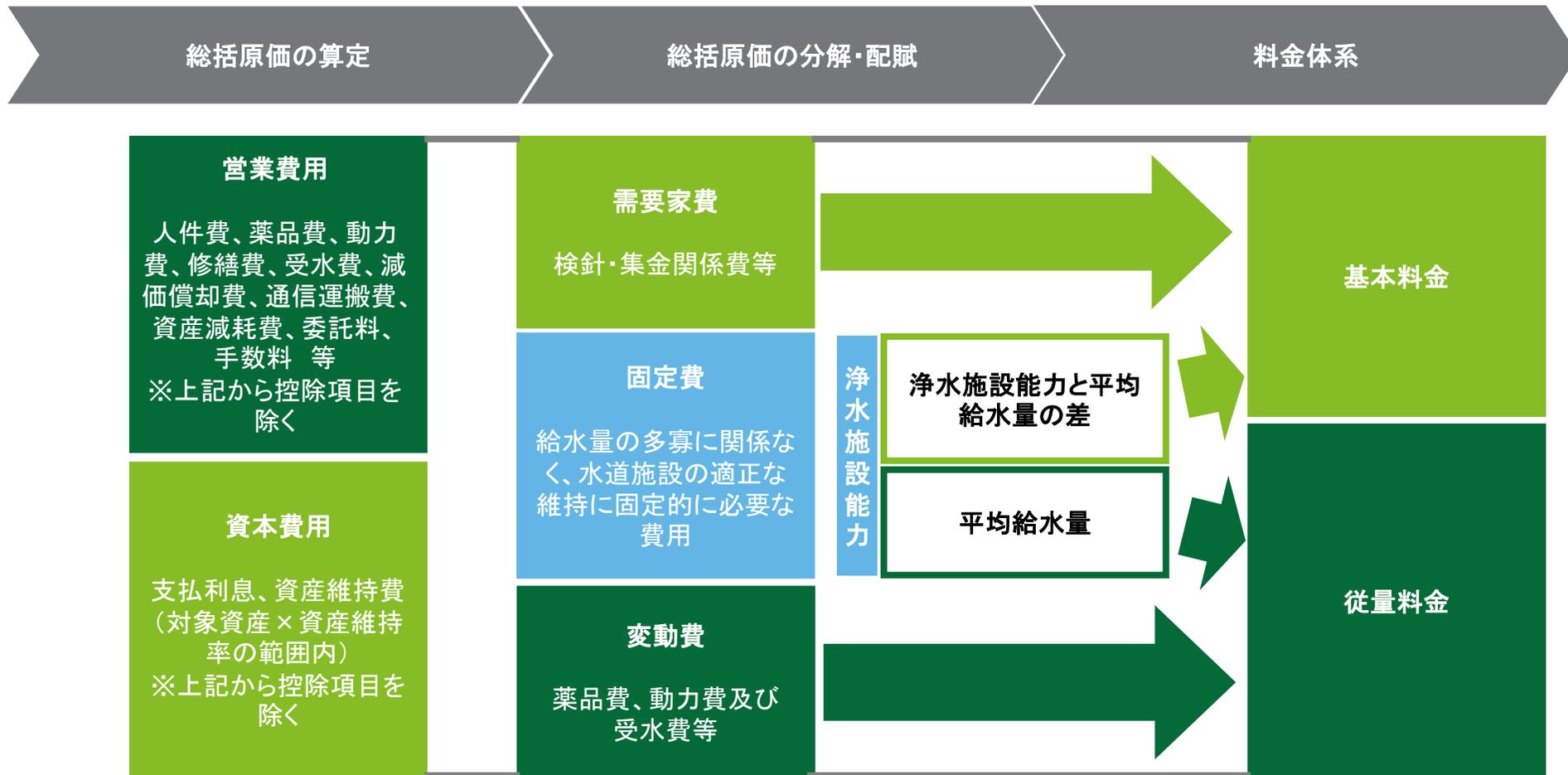


出資金が多くあるため、総括原価(損益ベース)では料金が大幅値上げとなります。そのため、最低限確保すべき資金残高(後述)が確保できるように料金水準を設定しています。また、令和5年から5年間は据置き期間がある影響から、令和14年度の資金残高を目標値としています。

「料金体系」を設定するために、総括原価を計算し、料金体系への配賦計算を行います。

# (参考) 水道料金算定要領における考え方は以下のとおりです

## 水道料金算定要領の考え方



※上記は水道料金算定要領の一手法を図示しています。

## **2. 料金改定パターンの基礎となる 財政シミュレーションで考慮した事項**

# 水道施設・設備の更新費用の抑制と、長寿命化を図ります

## アセットマネジメントの方針

### 方針①

#### 浄水場の統廃合による施設数・量の削減

- 大内田浄水場と新たに建設している新浄水場を軸とした、2つの基幹浄水場を整備します。
- 老朽化が進んでいる各市町の浄水場など域内に点在している複数の施設を廃止し、浄水場を再構築することにより、今後の更新投資需要の低減、維持管理の高度化による更新費用の抑制を図ります。
- さらに、地震など災害時の水道サービス提供の強靱化にもつながることが期待されます。

### 方針②

#### 大内田浄水場を中心とした既存施設の長寿命化

- 今後も継続して使用していく大内田浄水場や配水池などの土木構造物や機械電気設備を、現在設定している耐用年数により更新した場合には、非常に大きな更新需要が発生することとなります。このことから、次の①・②の取組みにより、既存施設・設備の長寿命化を図ります。
- ① 土木構造物は、当該耐用年数を超えても健全な状態を維持していると考えられますので、更新需要の抑制、平準化を目指します。
- ② 機械電気設備は、定期の点検、必要に応じた補修、設備の重要性に応じた適時の設備状態の監視などにより、現在設定している耐用年数以上の活用を目指します。

### 方針③

#### 現施設状況を踏まえた管路の長寿命化

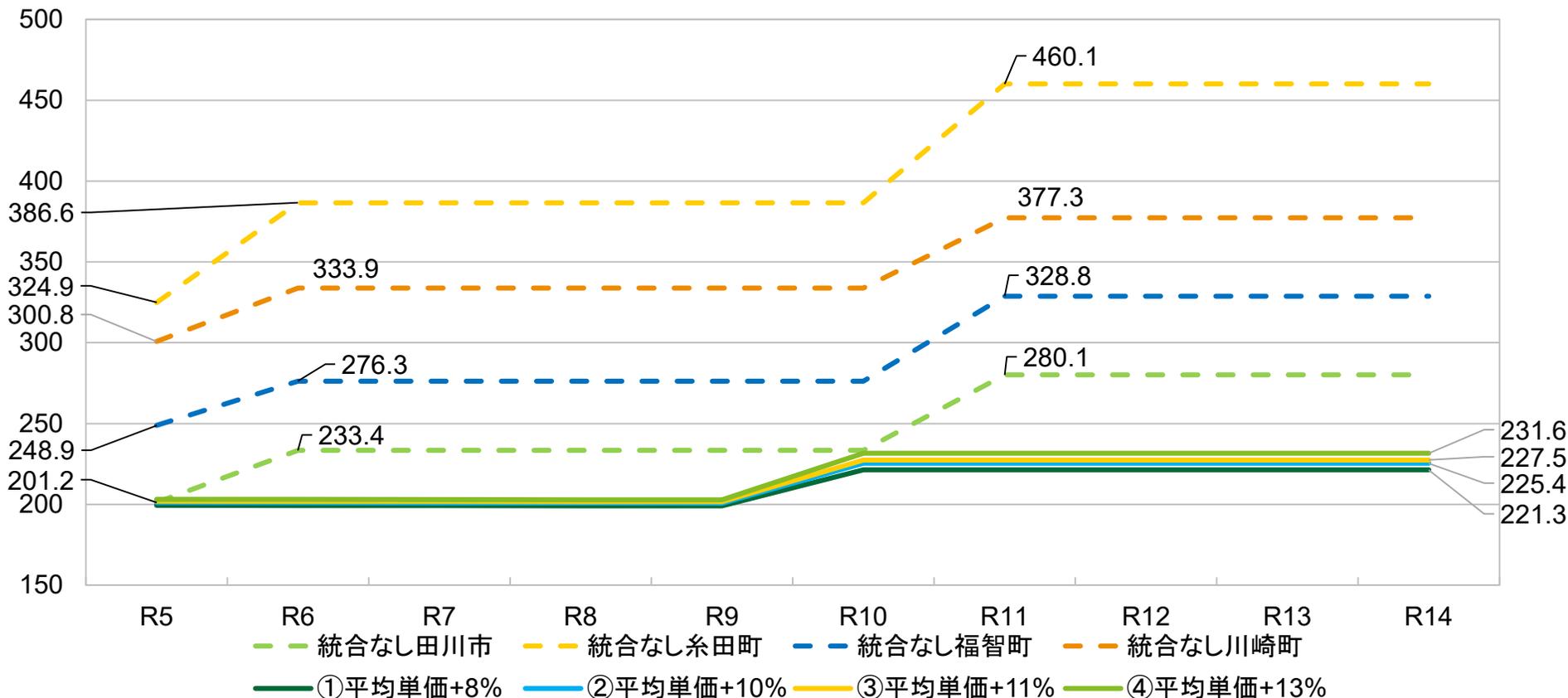
- お客様に水をお届けする配水管が、今後の更新需要に最も大きな影響を与えることとなります。
- 配水管についても、土木構造物と同様に、長寿命化に問題のない範囲での管路更新時期の見直しを進めます。
- 一方で、医療機関、避難場所、福祉施設および防災拠点といった重要給水施設等、水道サービス提供の強靱化に必要な配水管については、更新時期の前倒しによる耐震化を検討するなど、災害時対応水準の向上に向けた取り組みを進めていきます。

## <参考>仮に事業統合しなかった場合、供給単価はより高くなると推定しています

### 供給単価の比較(事業統合を行わなかった場合)

- 「統合なし+団体名」の供給単価(点線のグラフ)は、事業統合を行わずに各市町で独自に料金改定を行った場合の供給単価を示しています。当該供給単価は、前回の経営戦略作成時(H29年6月)に検討されたものとなります。
- 料金改定パターン①～③の供給単価は、田川市の供給単価を上回っていることから、協定書(P22)に基づきR5～10年までは供給単価を据え置いています。料金改定パターン④の供給単価は、田川市・福智町を上回っていることから、同様に供給単価を据え置いています。

供給単価



# アセットマネジメントの検討結果を踏まえ、R5～R14(※1)で建設改良費として263億円が必要になると見込んでいます

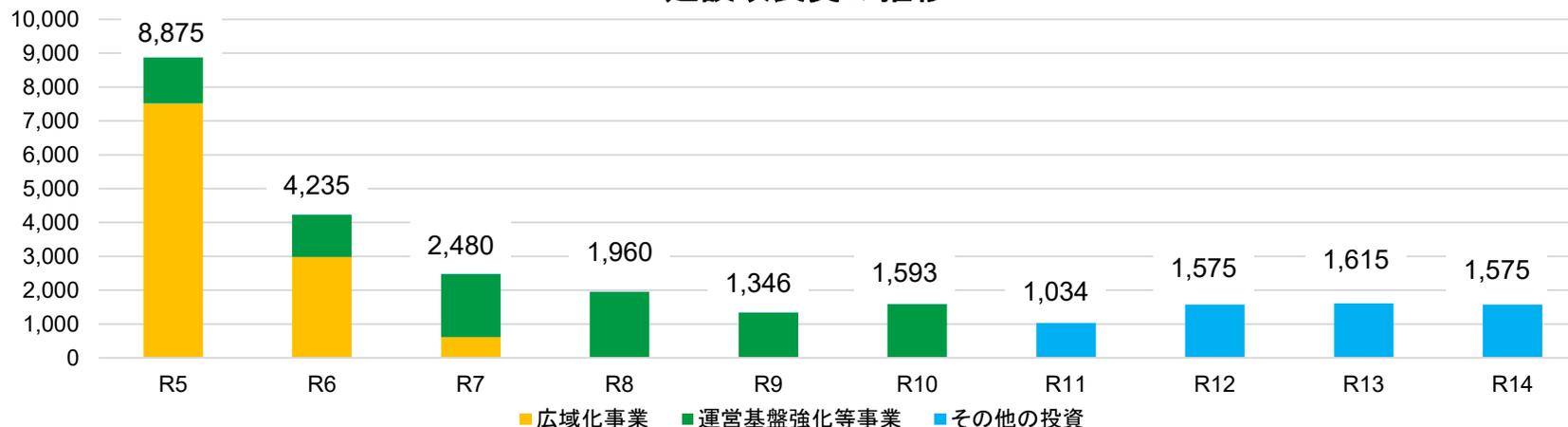
## 投資概要

計画	計画期間	内容	合計金額 (R5～R14)(※1)
広域化事業	R1～R10	事業統合に係る整備費 (新浄水場、新調整池、新設導・送水管)	111億円 (全事業費:237億)
運営基盤強化等事業	R2～R10	管路や配水池等の更新・維持に係る整備費	93億円 (全事業費:123億)
その他の投資	R11～ (※2)	上記以外の既存施設の更新・維持に係る整備費	59億円

※1 水道事業ビジョン・経営戦略の計画期間(R5～R14)における投資金額を記載しています。  
 ※2 R11以前も年間6百万円程度発生する見込みです。

単位:百万円

## 建設改良費の推移



# 建設改良費が多額となるR1~R10については、 企業債に加えて、国庫補助金や出資金を活用します

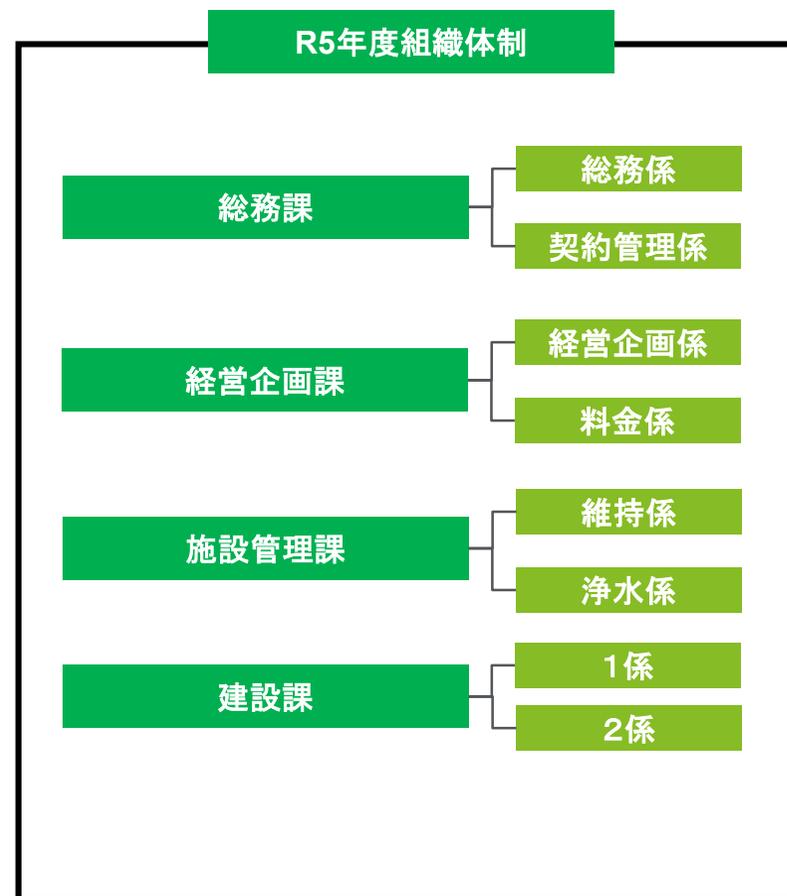
## 財源概要

計画	投資	財源	割合	方針
R1 運 営 基 盤 強 化 等 事 業 広 域 化 事 業	建設改良費	国庫補助金	33%	広域化事業と運営基盤強化等事業に対して適用可能となる国庫補助金を活用します。
		企業債	25%	世代間の負担公平化等を考慮し、建設改良費の25%と想定します。
		出資金	33%	広域化事業及び運営基盤強化等事業の1/3に相当する額を構成団体からの出資金として受け入れます。(構成団体出資金のうち1/2は交付税措置)
		一般財源	9%	料金収入等から財源を補います。
R10 そ の 他 の 投 資	建設改良費	国庫補助金	5%	国庫補助金は、可能な範囲で活用します。割合は過去の実績を踏まえ決定しています。
		企業債	25%	世代間の負担公平化等を考慮し、建設改良費の25%と想定します
		一般財源	70%	料金収入等から財源を補います。

# 組織体制の変更による人件費の減少を見込んでいます

## 組織体制の変更

- ◆R5年度からの事業統合に伴い、組織体制の見直しを行います。
- ◆R7年度の新浄水場の完成により更に業務が効率化することを見込んでいます。



# 財政シミュレーションの前提条件(1/2)

## 主な前提条件(収益的収支)

区分		推計方法			
収益的収支	収益的収入	営業収益	料金収入 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 水道料金:有収水量×供給単価</li> <li>➢ 有収水量:水需要予測を元に算定</li> <li>➢ 供給単価:料金改定後の単価を使用。なお、改定後5年間は従前の料金を上限とします。<b>料金改定率は本審議会でご審議頂きます。</b></li> </ul>		
		営業外収益	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 他会計補助金</li> <li>➢ 令和2～3年度予算額を元に算定</li> </ul>	
			その他補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県補助金(～R10)を見込む</li> </ul>	
			長期前受金戻入	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 固定資産台帳及び償却計算を元に算定</li> </ul>	
	収益的支出	営業費用	職員給与費	基本給	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一人当たり職員給与費×職員数で算定</li> </ul>
				その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基本給に比例して増減すると仮定して算定</li> </ul>
			経費	動力費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1m<sup>3</sup>当たり動力費×年間給水量で算定</li> </ul>
				修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 過去実績を踏まえ、固定資産の老朽化に比例して増減すると仮定して算定</li> </ul>
				材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1m<sup>3</sup>当たり材料費×年間給水量で算定</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主に、薬品費、資産減耗費等を見込む</li> </ul>		
		減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 固定資産台帳及びアセットマネジメントを元に算定</li> </ul>		
	営業外費用	支払利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内閣府公表の長期金利を参考に決定した利率を元に算定</li> </ul>		

# 財政シミュレーションの前提条件(2/2)

## 主な前提条件(資本的的収支)

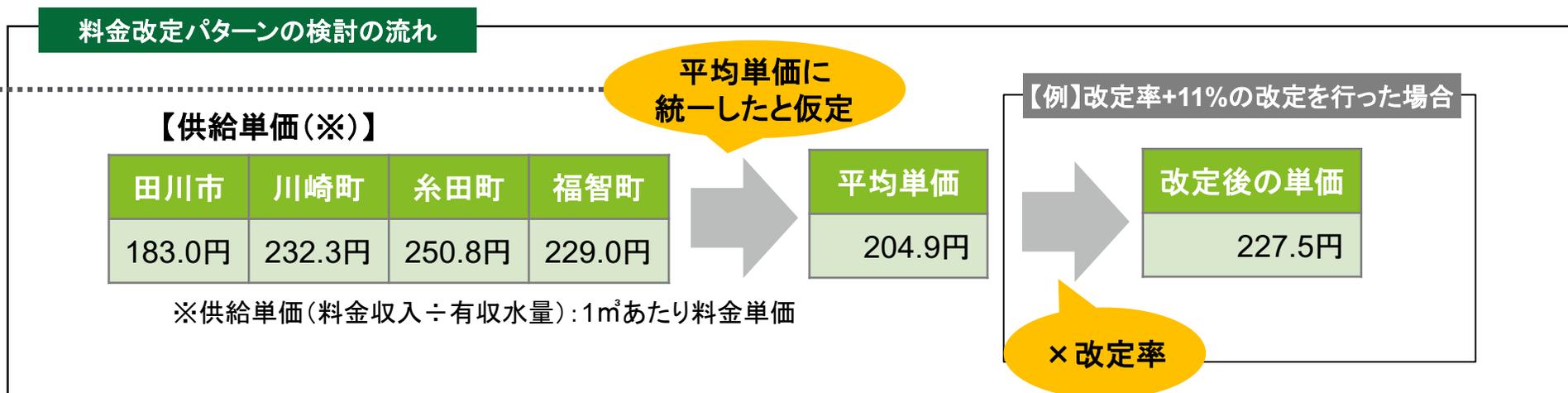
区分		推計方法
資本的収入	企業債	➤ 建設改良費に起債割合(25%)を乗じて算定
	他会計出資金	➤ 建設改良費に出資割合(R10まで33%、R11以降0%)を乗じて算定
	国(都道府県)補助金	➤ 建設改良費に補助割合(R10まで33%、R11以降5%)を乗じて算定
	その他(加入金)	➤ 過去実績と予算額を踏まえて算定 ・ 田川市:10,000千円 ・ 糸田町:357千円 ・ 福智町:5,000千円
資本的支出	建設改良費	➤ アセットマネジメントを元に算定した投資金額を見込む
	うち職員給与費	➤ 技術系職員数を元に算定
	企業債償還金	➤ 既存企業債:企業債台帳等から算定 ➤ 今後の発行分:元利均等償還(半年賦)、償還年数30年(うち据置5年)
	他会計長期借入返還金	➤ 返還予定を元に算定

### 3. 料金改定パターン

# 料金改定パターンにおける改定率は、平均単価をベースに検討しています

## 改定パターンの考え方

- 各市町の供給単価の平均をベースに検討しています。
- 平均単価とは、各市町全体の料金収入及び有収水量を元に算定した供給単価を示しています。
- その上で、平均単価に対して何%改定するかを料金改定パターンとして検討しています。



平均単価との差	田川市	川崎町	糸田町	福智町
単価差 (平均単価-供給単価)	+21.9円	△27.4円	△45.9円	△24.1円
改定率 (単価差÷供給単価)	+12.0%	△11.8%	△18.3%	△10.5%

## 【留意事項】

事業統合後の水道料金が事業統合前の水道料金を超える場合は、経過措置として事業統合後5年間、従来の水道料金を適用します。(田川地域水道事業の統合に関する協定書)これは財政シミュレーションにも反映しています。

# 料金改定パターン作成にあたって、財政的な目標を設定しています

## 目標設定とその理由について

	目標	設定理由
1	資金残高が20億円を下回らないように努めます。	<p>◆指標の設定理由 資金残高は経営の安全性を測る指標の一つです。事業継続のために最低限必要な資金残高を目標として決めました。</p> <p>◆指標の目標数値の根拠 自然災害等により料金収入が一時的に徴収できない状況になったとしても、1年は水道の供給を可能とするために、過去5年の収益的支出(減価償却費は除く)の平均値を目安として設定しました。</p>
2	企業債残高対給水収益比率が令和10年度の値(600%)を上回らないように努めます。	<p>◆指標の設定理由 企業債の過度な発行によって世代間負担の公平性を欠くことになること、将来の企業債の償還負担が過重になってしまうため、事業規模と企業債残高のバランスを測る指標として設定しました。</p> <p>◆指標の目標数値の根拠 令和10年度までは生活基盤施設耐震化等交付金事業計画による重点投資期間であり、多額の起債を免れない状況です。事業規模と将来世代への負担を鑑みて、令和10年度の値(600%)が上限となるように設定しました。 (参考:末端給水事業の全国類似団体令和元年度平均309%)</p>
3	経常収支比率が80%を下回らないように努めます。	<p>◆指標の設定理由 単年度の収支を悪化させないことが安定経営に繋がるため、経常収支比率を指標として設定しました。</p> <p>◆指標の目標数値の根拠 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが望ましいと考えられます。しかし、計画期間に出資金を多く受け入れることを考慮し、80%と下限として設定しました。 (参考:末端給水事業の全国類似団体令和元年度平均111%)</p>

# 料金改定は、①平均単価+8%、②平均単価+10%、③平均単価+11%、④平均単価+13%の4パターンをご提示いたします

各パターンと計画期間最終年度(令和14年度)の目標値との比較

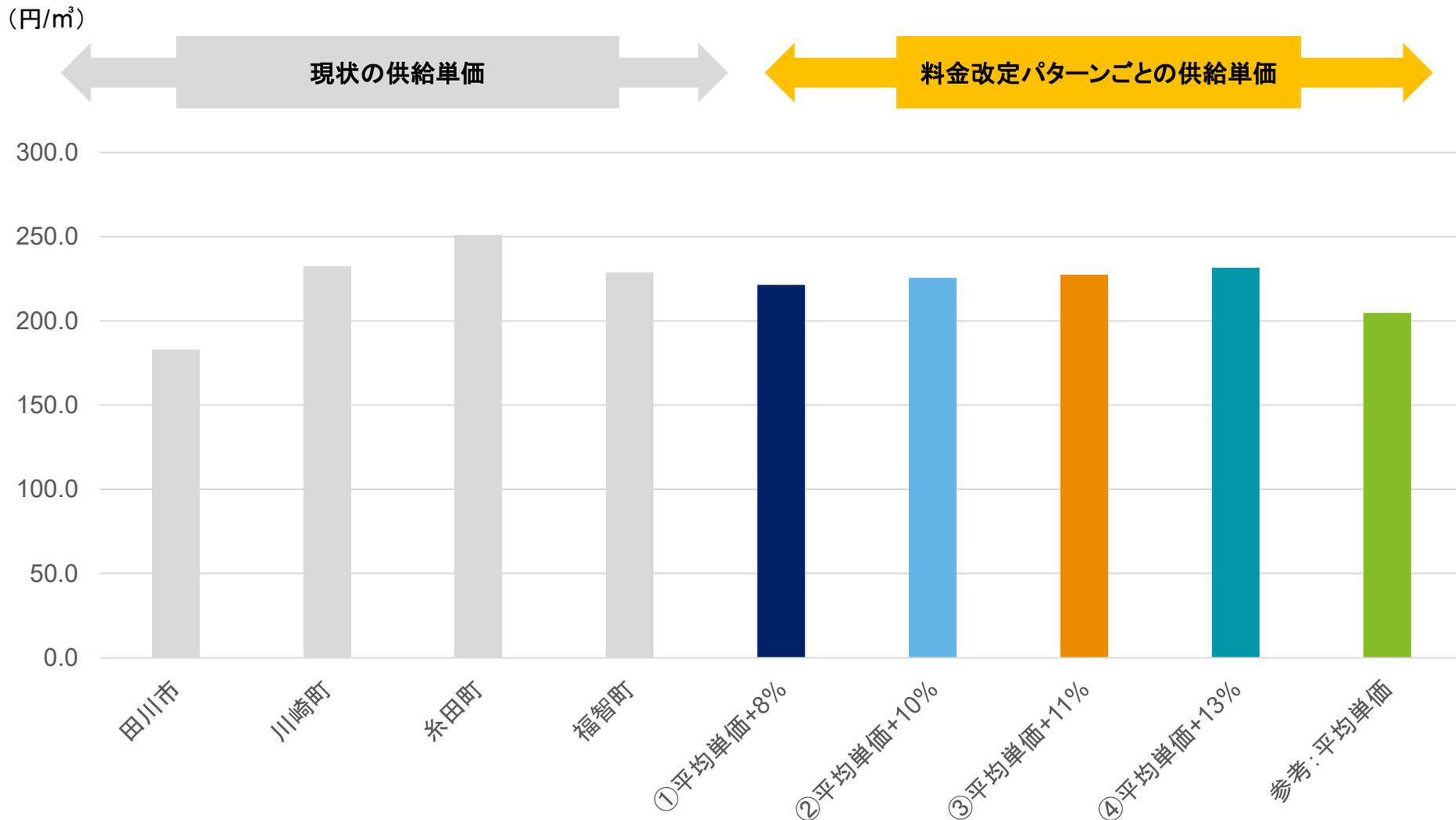
パターン③が望ましい  
と考えています

項目	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
	令和5年度に平均単価(※)に対して8%上方改定	令和5年度に平均単価(※)に対して10%上方改定	令和5年度に平均単価(※)に対して11%上方改定	令和5年度の平均単価(※)に対して13%上方改定
供給単価	221.3円	225.4円	227.5円	231.6円
資金残高 20億円	20億円	23億円	24億円	27億円
企業債残高 対給水収益 比率 600%	576.7%	566.2%	561.1%	551.2%
経常収支比 率 80%	86.2%	87.3%	87.9%	89.0%
パターンの 設定理由	令和14年度に資金残高20億円を確保できるように設定しています。	計画期間の翌年度である令和15年度まで資金残高20億円を確保できるように設定しています。	10年後に再度料金改定をすると想定した場合の料金改定率を、出来る限り抑えるように設定しています。	10年後に再度料金改定すると想定した場合の料金改定率が10%以下になるように設定しています。
10年後の料 金改定率の 想定	約19.6%	約14.7%	約12.4%	約8.1%

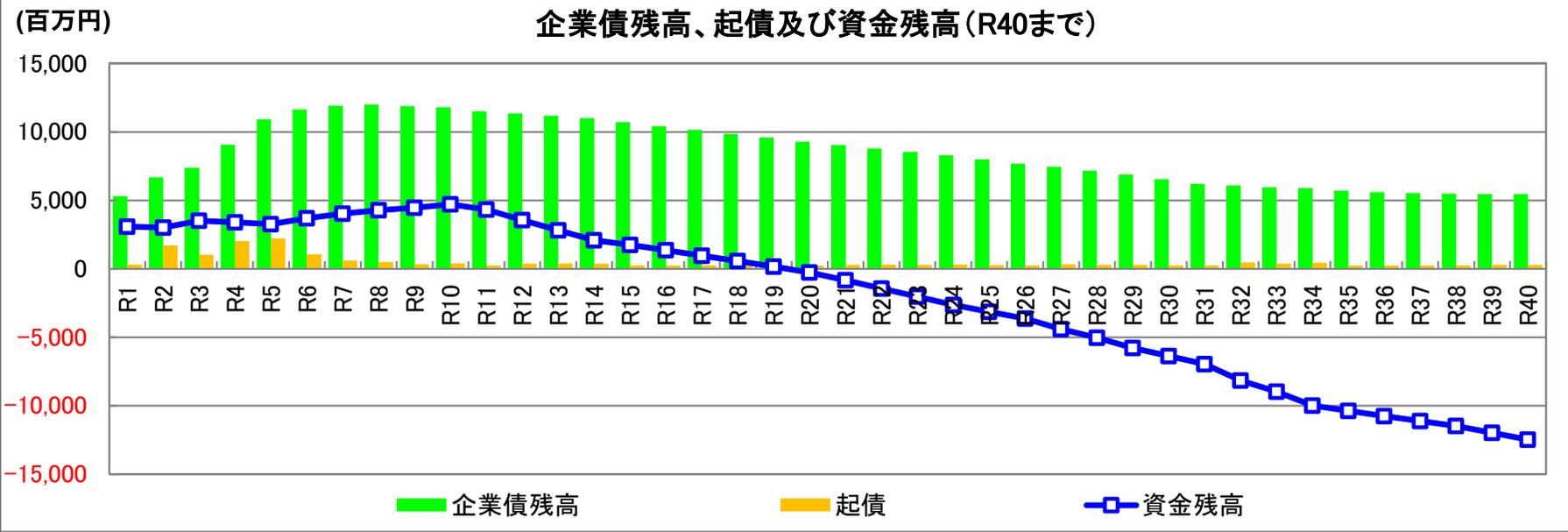
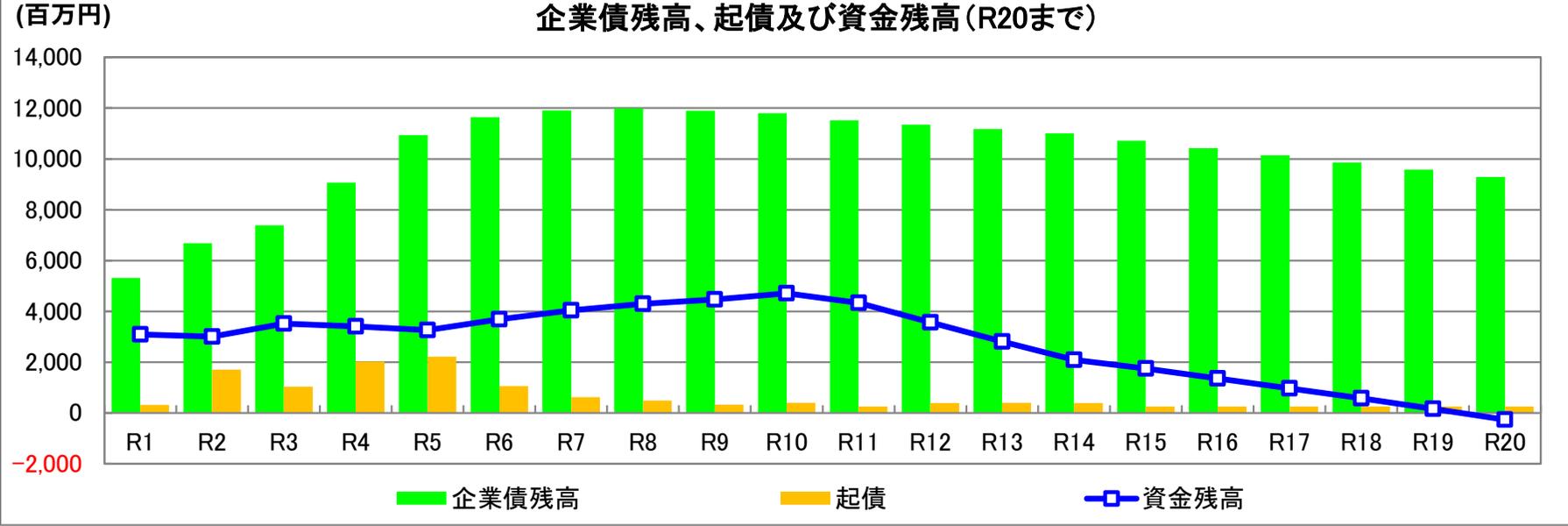
※平均単価(204.9円/m<sup>3</sup>)

# 料金改定パターンごとの供給単価は以下の通りです

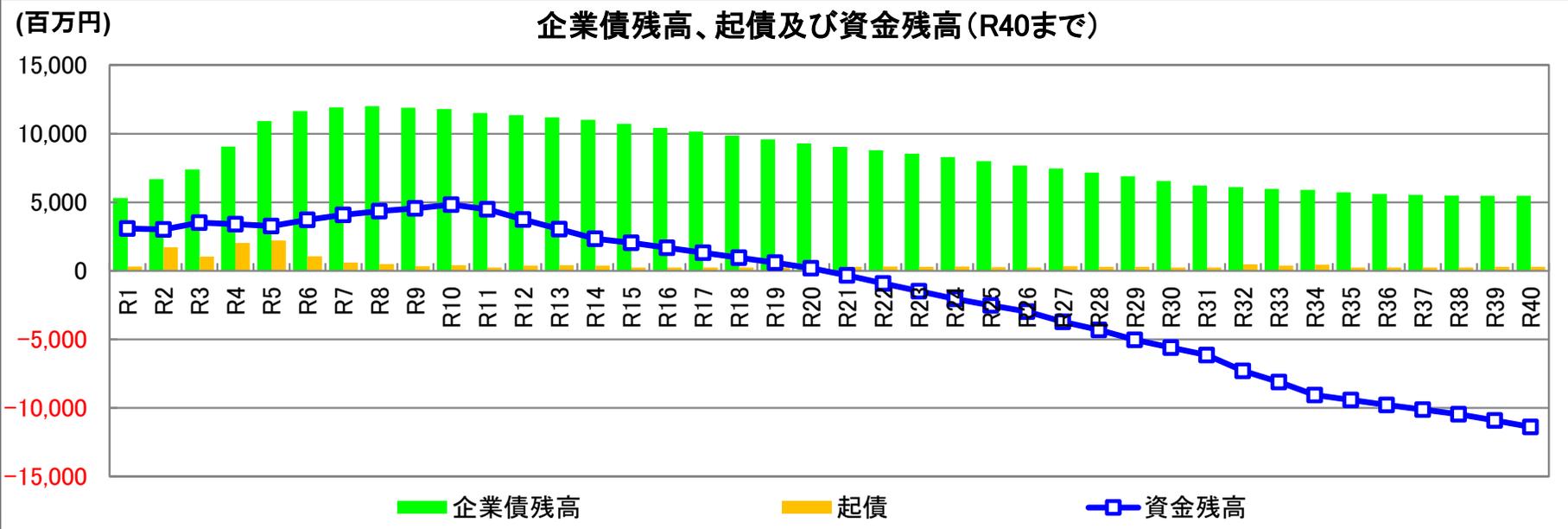
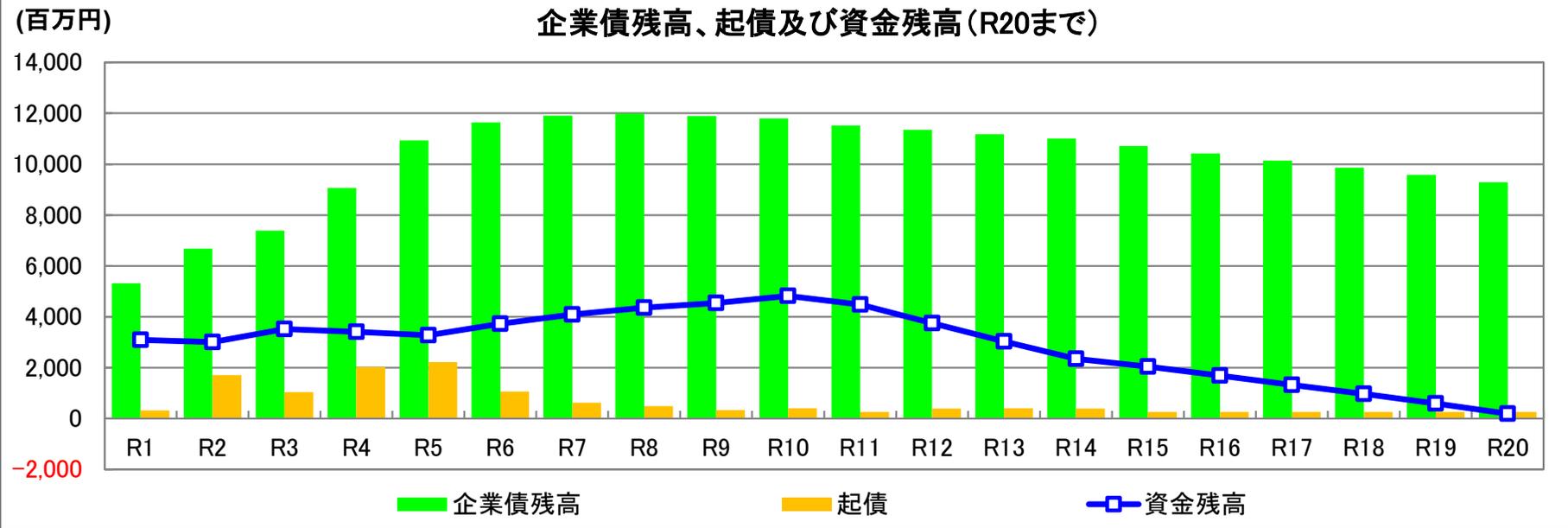
## 供給単価の比較(現状)



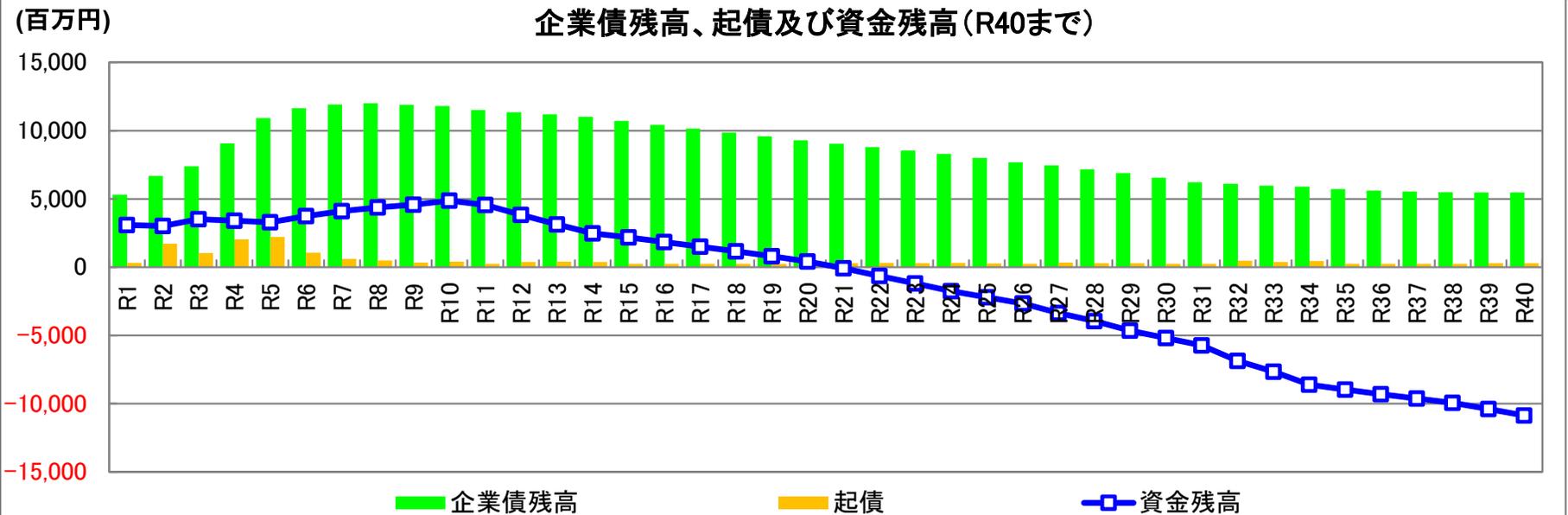
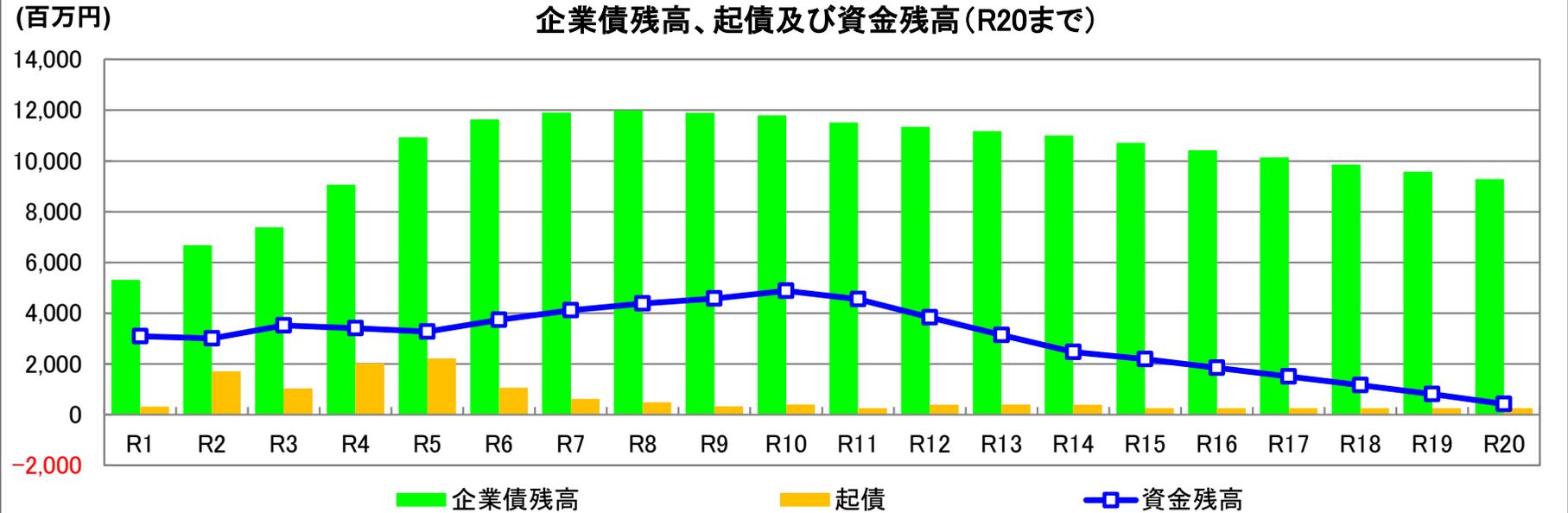
# (参考)パターン①で改定した場合



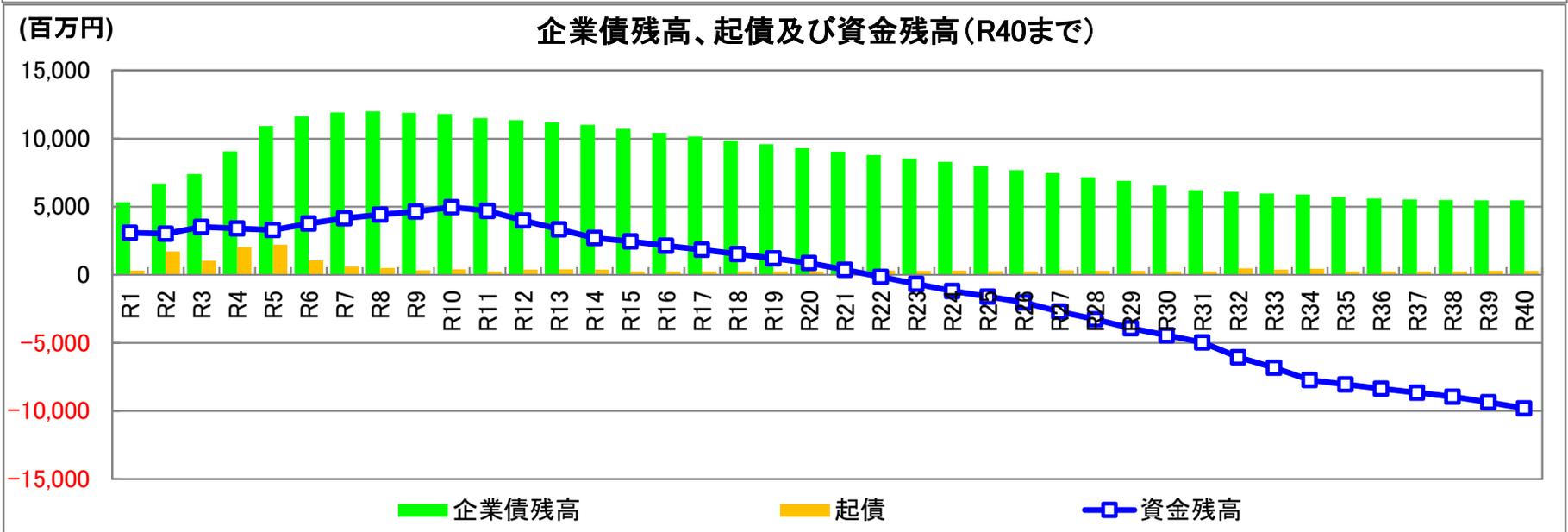
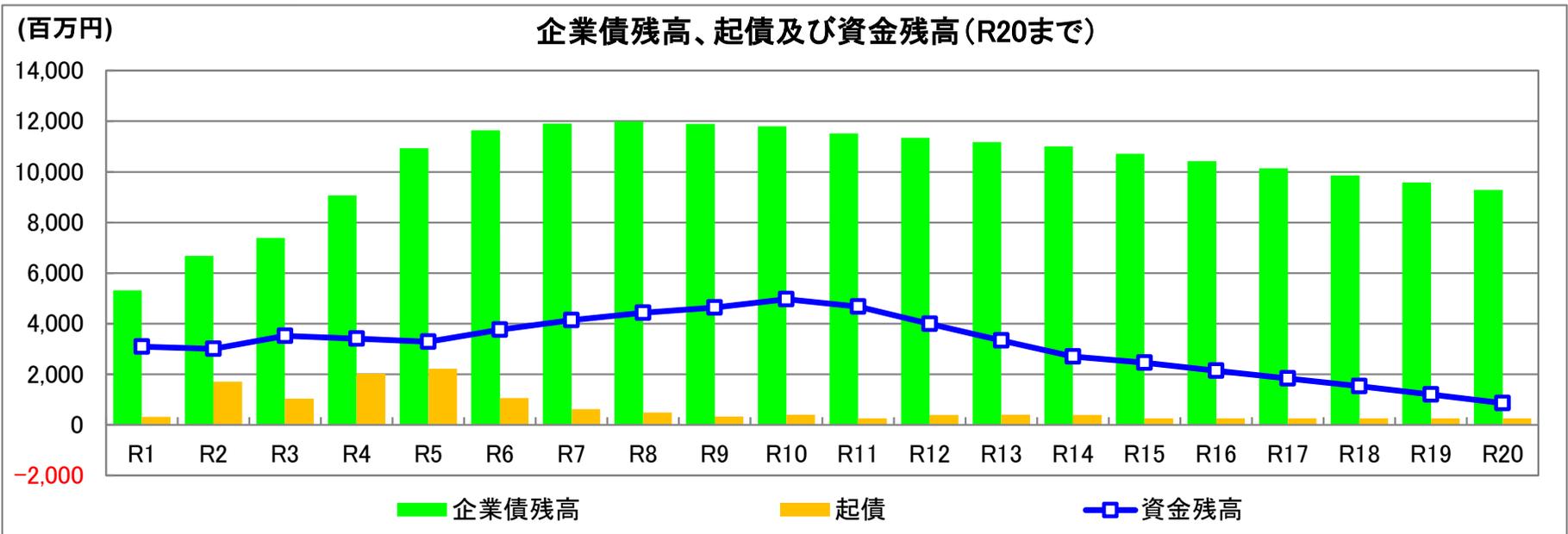
## (参考)パターン②で改定した場合



## (参考)パターン③で改定した場合



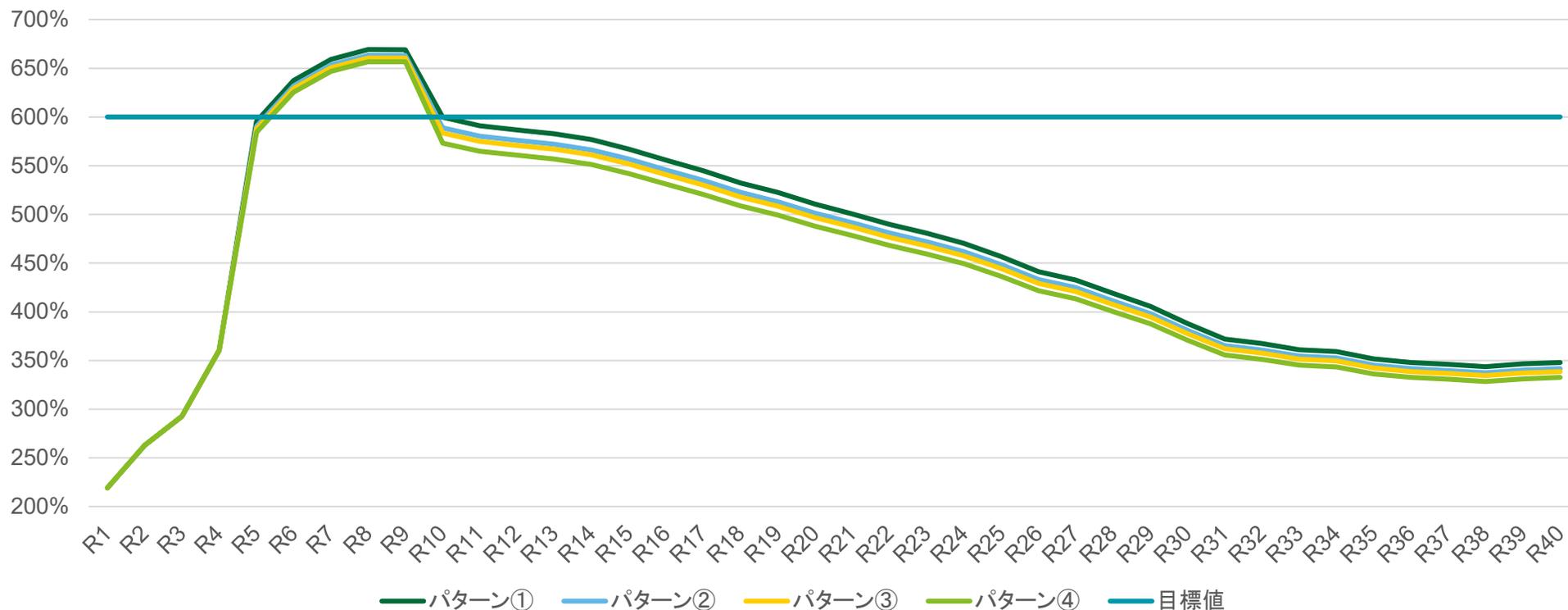
## (参考)パターン④で改定した場合



# 各目標に対する推移は以下のとおりです(1/2)

## パターン①～④の比較(企業債残高対給水収益比率)

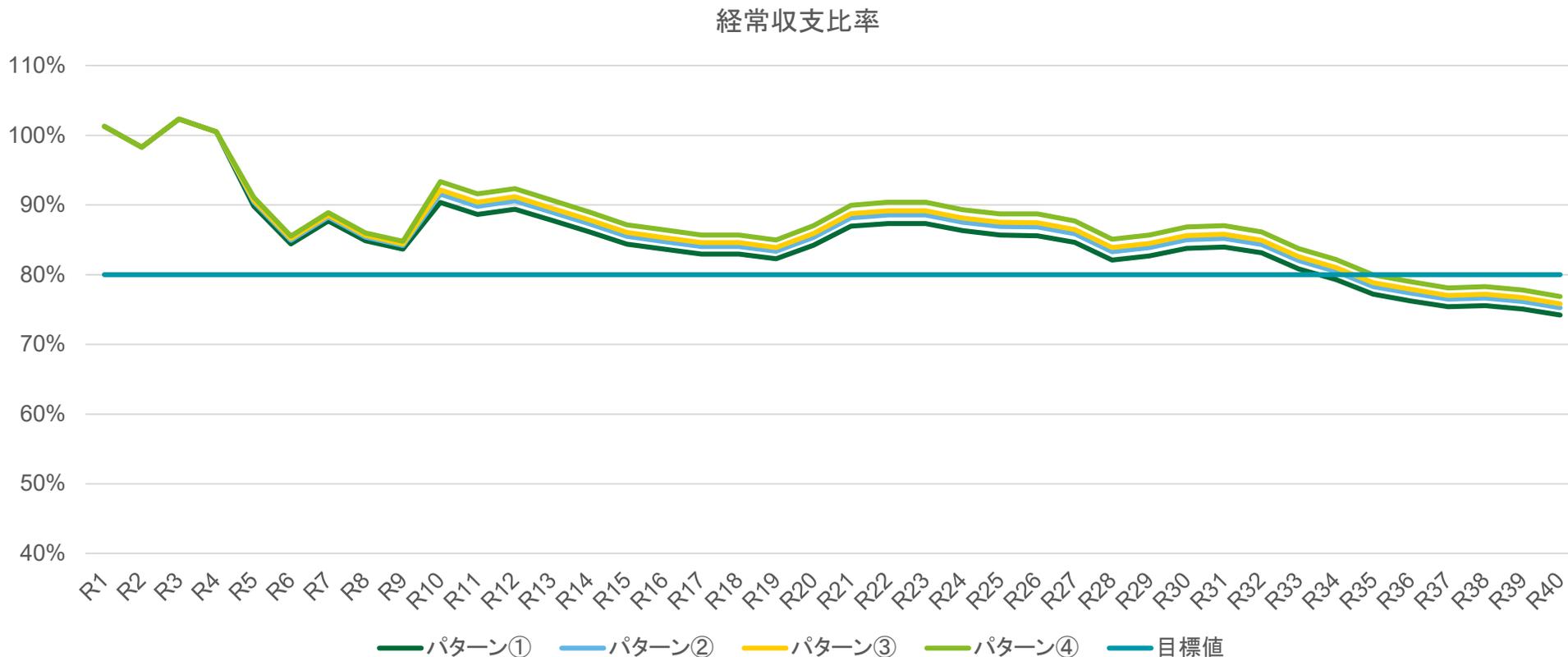
企業債残高対給水収益比率



	R14において目標を達成しているか
パターン①	○
パターン②	○
パターン③	○
パターン④	○

# 各目標に対する推移は以下のとおりです(2/2)

## パターン①～④の比較(経常収支比率)



	R14において目標を達成しているか
パターン①	○
パターン②	○
パターン③	○
パターン④	○

## <参考> 筑豊地区における料金水準(家庭用・13mm)は以下の通りです

### 料金水準の比較

➤ 筑豊地区における、家庭用・13mmで20m<sup>3</sup>使用した場合の料金水準を順位付けしています。

#### 【現行料金】(税抜)

順位	筑豊地区	水道料金 20m <sup>3</sup> 使用した場合
1	大任町	4,945円
2	糸田町	<b>4,405円</b>
3	川崎町	<b>4,386円</b>
4	福智町	<b>4,064円</b>
5	香春町	4,016円
6	直方市	3,709円
7	小竹町	3,655円
8	田川市	<b>3,627円</b>
9	添田町	3,544円
10	宮若市	3,500円
11	鞍手町	2,744円
12	嘉麻市	2,729円
13	桂川町	2,536円
14	飯塚市	2,060円

※福岡県の水道(令和元年度)を加工し作成。  
なお、飯塚市は令和4年1月1日から料金改定を行うことを公表していますが、本表上は改定前の料金表に基づいています。



# 投資・財政計画 (収支計画)

料金改定:あり8%2023年度

(単位:千円)

年 度 区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			(決算)	(予算)												
資本的収入	1. 企業債	237,600	318,600	1,706,200	1,033,800	2,028,700	2,217,200	1,057,100	618,400	488,300	334,900	396,600	257,000	392,300	402,300	392,300
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	55,709	111,278	1,394,874	1,384,033	2,710,803	2,962,174	1,415,546	830,818	657,292	452,766	535,141	57,818	84,895	86,972	85,051
	7. 固定資産売却代金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	3,190	56,735	90,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	213,111	14,185	29,257	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357
計 (A)	616,710	606,299	4,609,438	3,811,390	7,459,760	8,150,931	3,897,503	2,289,275	1,812,049	1,249,523	1,475,898	330,175	492,552	504,629	492,708	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)	616,710	606,299	4,609,438	3,811,390	7,459,760	8,150,931	3,897,503	2,289,275	1,812,049	1,249,523	1,475,898	330,175	492,552	504,629	492,708	
資本的支出	1. 建設改良費	859,247	961,059	5,038,685	4,142,728	8,120,954	8,874,880	4,234,852	2,480,399	1,959,767	1,345,846	1,592,610	1,034,182	1,575,182	1,615,182	1,575,182
	うち職員給与費	15,732	46,308	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238
	2. 企業債償還金	347,053	330,252	337,892	335,789	346,533	354,560	347,449	347,825	401,242	433,175	491,093	546,354	561,667	563,865	562,966
	3. 他会計長期借入返還金	8,000	0	8,900	8,900	86,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金															
	5. その他	10,000	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,224,300	1,291,311	5,390,477	4,487,417	8,553,887	9,229,440	4,582,301	2,828,224	2,361,009	1,779,021	2,083,703	1,580,536	2,136,849	2,179,047	2,138,148	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	607,590	685,012	781,039	676,027	1,094,127	1,078,509	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			702,208	676,027	735,989	885,024	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440
	2. 利益剰余金処分量			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他			78,831	0	358,138	193,485	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (F)	0	0	781,039	676,027	1,094,127	1,078,509	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440	
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	104,200	104,200	95,300	86,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		5,315,919	6,684,227	7,382,238	9,064,405	10,927,045	11,636,696	11,907,271	11,994,329	11,896,054	11,801,561	11,512,207	11,342,840	11,181,275	11,010,609	

他会計繰入金 (単位:千円)

年 度 区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			(決算)	(予算)												
収益的収支分		329,547	11,088	10,140	9,976	9,976	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092
	うち基準内繰入金	13,505	11,088	10,140	9,976	9,976	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092
	うち基準外繰入金	316,042	0													
資本的収支分		107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0													
合 計	436,647	116,588	1,399,241	1,388,176	2,714,876	2,964,292	1,417,592	832,792	659,192	454,592	536,892	8,092	8,092	8,092	8,092	



# 投資・財政計画 (収支計画)

料金改定:あり10%2023年度

(単位:千円)

年 度 区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			(決算)	(予算)												
資本的収入	1. 企業債	237,600	318,600	1,706,200	1,033,800	2,028,700	2,217,200	1,057,100	618,400	488,300	334,900	396,600	257,000	392,300	402,300	392,300
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	55,709	111,278	1,394,874	1,384,033	2,710,803	2,962,174	1,415,546	830,818	657,292	452,766	535,141	57,818	84,895	86,972	85,051
	7. 固定資産売却代金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	3,190	56,735	90,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	213,111	14,185	29,257	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357
計 (A)	616,710	606,299	4,609,438	3,811,390	7,459,760	8,150,931	3,897,503	2,289,275	1,812,049	1,249,523	1,475,898	330,175	492,552	504,629	492,708	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)	616,710	606,299	4,609,438	3,811,390	7,459,760	8,150,931	3,897,503	2,289,275	1,812,049	1,249,523	1,475,898	330,175	492,552	504,629	492,708	
資本的支出	1. 建設改良費	859,247	961,059	5,038,685	4,142,728	8,120,954	8,874,880	4,234,852	2,480,399	1,959,767	1,345,846	1,592,610	1,034,182	1,575,182	1,615,182	1,575,182
	うち職員給与費	15,732	46,308	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238
	2. 企業債償還金	347,053	330,252	337,892	335,789	346,533	354,560	347,449	347,825	401,242	433,175	491,093	546,354	561,667	563,865	562,966
	3. 他会計長期借入返還金	8,000	0	8,900	8,900	86,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金															
	5. その他	10,000	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,224,300	1,291,311	5,390,477	4,487,417	8,553,887	9,229,440	4,582,301	2,828,224	2,361,009	1,779,021	2,083,703	1,580,536	2,136,849	2,179,047	2,138,148	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	607,590	685,012	781,039	676,027	1,094,127	1,078,509	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			702,208	676,027	735,989	885,024	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440
	2. 利益剰余金処分量			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他			78,831	0	358,138	193,485	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (F)	0	0	781,039	676,027	1,094,127	1,078,509	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440	
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	104,200	104,200	95,300	86,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		5,315,919	6,684,227	7,382,238	9,064,405	10,927,045	11,636,696	11,907,271	11,994,329	11,896,054	11,801,561	11,512,207	11,342,840	11,181,275	11,010,609	

他会計繰入金 (単位:千円)

年 度 区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			(決算)	(予算)												
収益的収支分		329,547	11,088	10,140	9,976	9,976	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092
	うち基準内繰入金	13,505	11,088	10,140	9,976	9,976	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092
	うち基準外繰入金	316,042	0													
資本的収支分		107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0													
合 計	436,647	116,588	1,399,241	1,388,176	2,714,876	2,964,292	1,417,592	832,792	659,192	454,592	536,892	8,092	8,092	8,092	8,092	



# 投資・財政計画 (収支計画)

料金改定:あり11%2023年度

(単位:千円)

年 度 区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			(決算)	(予算)												
資本的収入	1. 企業債	237,600	318,600	1,706,200	1,033,800	2,028,700	2,217,200	1,057,100	618,400	488,300	334,900	396,600	257,000	392,300	402,300	392,300
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	55,709	111,278	1,394,874	1,384,033	2,710,803	2,962,174	1,415,546	830,818	657,292	452,766	535,141	57,818	84,895	86,972	85,051
	7. 固定資産売却代金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	3,190	56,735	90,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	213,111	14,185	29,257	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357
計 (A)	616,710	606,299	4,609,438	3,811,390	7,459,760	8,150,931	3,897,503	2,289,275	1,812,049	1,249,523	1,475,898	330,175	492,552	504,629	492,708	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)	616,710	606,299	4,609,438	3,811,390	7,459,760	8,150,931	3,897,503	2,289,275	1,812,049	1,249,523	1,475,898	330,175	492,552	504,629	492,708	
資本的支出	1. 建設改良費	859,247	961,059	5,038,685	4,142,728	8,120,954	8,874,880	4,234,852	2,480,399	1,959,767	1,345,846	1,592,610	1,034,182	1,575,182	1,615,182	1,575,182
	うち職員給与費	15,732	46,308	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238
	2. 企業債償還金	347,053	330,252	337,892	335,789	346,533	354,560	347,449	347,825	401,242	433,175	491,093	546,354	561,667	563,865	562,966
	3. 他会計長期借入返還金	8,000	0	8,900	8,900	86,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金															
	5. その他	10,000	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,224,300	1,291,311	5,390,477	4,487,417	8,553,887	9,229,440	4,582,301	2,828,224	2,361,009	1,779,021	2,083,703	1,580,536	2,136,849	2,179,047	2,138,148	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	607,590	685,012	781,039	676,027	1,094,127	1,078,509	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			702,208	676,027	735,989	885,024	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440
	2. 利益剰余金処分量			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他			78,831	0	358,138	193,485	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (F)	0	0	781,039	676,027	1,094,127	1,078,509	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440	
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	104,200	104,200	95,300	86,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		5,315,919	6,684,227	7,382,238	9,064,405	10,927,045	11,636,696	11,907,271	11,994,329	11,896,054	11,801,561	11,512,207	11,342,840	11,181,275	11,010,609	

他会計繰入金 (単位:千円)

年 度 区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			(決算)	(予算)												
収益的収支分		329,547	11,088	10,140	9,976	9,976	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092
	うち基準内繰入金	13,505	11,088	10,140	9,976	9,976	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092
	うち基準外繰入金	316,042	0													
資本的収支分		107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0													
合 計		436,647	116,588	1,399,241	1,388,176	2,714,876	2,964,292	1,417,592	832,792	659,192	454,592	536,892	8,092	8,092	8,092	8,092



# 投資・財政計画 (収支計画)

料金改定:あり13%2023年度

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			(決算)	(予算)												
区 分																
資本的収入	1. 企業債	237,600	318,600	1,706,200	1,033,800	2,028,700	2,217,200	1,057,100	618,400	488,300	334,900	396,600	257,000	392,300	402,300	392,300
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	55,709	111,278	1,394,874	1,384,033	2,710,803	2,962,174	1,415,546	830,818	657,292	452,766	535,141	57,818	84,895	86,972	85,051
	7. 固定資産売却代金	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	3,190	56,735	90,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	213,111	14,185	29,257	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357
計 (A)	616,710	606,299	4,609,438	3,811,390	7,459,760	8,150,931	3,897,503	2,289,275	1,812,049	1,249,523	1,475,898	330,175	492,552	504,629	492,708	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)	616,710	606,299	4,609,438	3,811,390	7,459,760	8,150,931	3,897,503	2,289,275	1,812,049	1,249,523	1,475,898	330,175	492,552	504,629	492,708	
資本的支出	1. 建設改良費	859,247	961,059	5,038,685	4,142,728	8,120,954	8,874,880	4,234,852	2,480,399	1,959,767	1,345,846	1,592,610	1,034,182	1,575,182	1,615,182	1,575,182
	うち職員給与費	15,732	46,308	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238	57,238
	2. 企業債償還金	347,053	330,252	337,892	335,789	346,533	354,560	347,449	347,825	401,242	433,175	491,093	546,354	561,667	563,865	562,966
	3. 他会計長期借入返還金	8,000	0	8,900	8,900	86,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金															
	5. その他	10,000	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,224,300	1,291,311	5,390,477	4,487,417	8,553,887	9,229,440	4,582,301	2,828,224	2,361,009	1,779,021	2,083,703	1,580,536	2,136,849	2,179,047	2,138,148	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	607,590	685,012	781,039	676,027	1,094,127	1,078,509	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			702,208	676,027	735,989	885,024	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440
	2. 利益剰余金処分額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他			78,831	0	358,138	193,485	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (F)	0	0	781,039	676,027	1,094,127	1,078,509	684,798	538,949	548,960	529,498	607,805	1,250,361	1,644,297	1,674,418	1,645,440	
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	104,200	104,200	95,300	86,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		5,315,919	6,684,227	7,382,238	9,064,405	10,927,045	11,636,696	11,907,271	11,994,329	11,896,054	11,801,561	11,512,207	11,342,840	11,181,275	11,010,609	

他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			(決算)	(予算)												
区 分																
収益的収支分		329,547	11,088	10,140	9,976	9,976	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092
	うち基準内繰入金	13,505	11,088	10,140	9,976	9,976	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092	8,092
	うち基準外繰入金	316,042	0													
資本的収支分		107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	107,100	105,500	1,389,101	1,378,200	2,704,900	2,956,200	1,409,500	824,700	651,100	446,500	528,800	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0													
合 計		436,647	116,588	1,399,241	1,388,176	2,714,876	2,964,292	1,417,592	832,792	659,192	454,592	536,892	8,092	8,092	8,092	8,092